

ろうきんの事業概況

2024 年度の事業概況

当金庫の「第 8 期中期経営計画『Tohoku Rokin“3R”』vision（2024 年度から 2026 年度）」は、「少子高齢化・人口減少」、「デジタル化の加速」そして「貯蓄から投資へ」といった多様化、加速度的に変化する環境のなか、「R”evolution（レボリューション）＜改革＞」、「R”elation（リレーション）＜つながり＞」、「R”egional presence（リージョナル・プレゼンス）＜地域での存在感＞」の 3 つの「R」に取組み、環境・ニーズへ対応した良質なサービス・付加価値を提供することで、「地域で選ばれ続ける」福祉金融機関として事業基盤を確立することをめざす 3 年間で。

その初年度にあたる 2024 年度は、物価・賃金の上昇をふまえ、個人消費の持ち直しや設備投資の増加がみられるなど、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら物価上昇に賃金上昇が追いつかず、家計負担への影響が大きくなっています。また、日本銀行は 2024 年 3 月、17 年ぶりにマイナス金利政策を解除して以降、追加利上げを実施、今後も経済・物価情勢をふまえて更に利上げを判断する姿勢を見せており、「金利のある世界」のなかで、これまで以上に働く人のための福祉金融機関としての役割発揮が求められます。そのような中で、当金庫では「業務改革」・「エリア制」の活用による効果的・効率的業務運営体制の構築により、対面によるコンサルティング強化をめざし、営業店業務の調査・分析の実施や、新たな運営体制の検討を開始しました。また、「アセットプランナー」による新 NISA 制度の導入をふまえた資産形成支援の取組み強化、「自治体等提携融資制度」の商品新設・制度改定、「相続」対策の強化として相続定期預金の商品拡充など、多様化するニーズ・地域課題への対応を進めました。

また、マネロン・テロ資金供与リスク対策を経営の重要課題と位置づけ、行動計画に基づく有効性について検証し、顧客リスク評価の実施やフィッシング詐欺などの高度化・複雑化する金融犯罪を防止する厳格な対応を進め、会員ならびに利用いただいている皆さまの預金や資産を守る管理態勢の構築に努めました。

2025 年度は「第 8 期中期経営計画」の中間年度として、計画に基づいた事業の確実な実施により、会員ならびに利用いただいている皆さまの多様なニーズに応えるサービスの提供をめざすとともに、経営基盤の一層の充実に努めてまいります。

業績

会員・出資金

当金庫の事業基盤であります団体会員は、2024 年度で 29 会員の新規加入があったものの、組織の統廃合等で 112 会員の脱退、通常総会において所在不明会員 11 会員の除名を行ったため 94 会員減少し、5,120 会員となりました。団体会員を構成する間接構成員は 6,765 人減少して 813,113 人となりました。出資金は 84 億 84 百万円で増減はありません。

【団体会員数・間接構成員】

団体会員数	2023 年度	5,214 会員
	2024 年度	5,120 会員
間接構成員	2023 年度	819,878 人
	2024 年度	813,113 人

預金

総預金残高（含む譲渡性預金）は 2 兆 2,733 億 21 百万円と期中 311 億 57 百万円減少、前年度増加実績を 341 億円下回りました。個人預金は 418 億円減少し、計画の 200 億円に対する達成率は△209.41%となっています。普通預金等流動性預金は 217 億円増加したものの、定期性預金が 636 億円減少しました。季節キャンペーンでの預金獲得の取組みを進めましたが、新 NISA などによる「貯蓄」から「投資」へのマインド変化の浸透、終活や相続による他行への流出が要因となっています。

【預金残高の推移】

2023 年度	2 兆 3,044 億円
2024 年度	2 兆 2,733 億円

貸出金

総融資残高は 1 兆 4,532 億 32 百万円と期中 382 億 76 百万円増加、前年度増加実績を 174 億円下回りました。個人融資は 383 億円増加し、計画の 350 億円に対する達成率は 109.52%となりました。「団体会員限定変動金型住宅ローン」を中心に、住宅ローン等の有担保ローンは 312 億 45 百万円増加したものの、前年度増加実績を 159 億 95 百万円下回りました。一方、無担保ローンは 106 億 6 百万円の増加と前年度増加実績を 20 億 8 百万円上回り、利用拡大が進みました。当座貸越は 3 億 71 百万円の増加と前年度増加実績を 11 億 82 百万円下回っております。

【貸出金残高の推移】

2023 年度	1 兆 4,149 億円
2024 年度	1 兆 4,532 億円

損益

経常収益は 301 億 25 百万円と計画を 23 億 37 百万円上回り、前年度比 17 億 95 百万円の増収となりました。貸出金利息は計画を 75 百万円下回ったものの、個人融資の伸張により前年度比 3 億 6 百万円の増加となりました。有価証券利息配当金は投資時期の前倒しや利回り・投信分配金の上振れにより、預け金利息は金利上昇の影響等により、計画・前年度を共に上回りました。また、国債等債券売却益を 16 億 71 百万円計上したことも、増収の要因となっています。

経常費用は 262 億 55 百万円と計画を 26 億 55 百万円上回り、前年度比 37 億 87 百万円の増加となりました。預金利息は利上げの影響により、前年度比 3 億 83 百万円の増加となりました。経費は計画を 6 億 94 百万円下回りましたが、物価上昇等に伴い、前年度比 3 億 49 百万円の増加となりました。また、国債等債券売却損を 30 億 83 百万円計上しました（上記の売却益と合計した国債等債券売却損益は△14 億 12 百万円となりました）。

経常利益は、38 億 69 百万円と計画を 3 億 18 百万円下回り、前年度比 19 億 92 百万円の減益となりました。業務純益は国債等売却損もあったことから 38 億 78 百万円と計画を 2 億 23 百万円下回り、前年度比 20 億 22 百万円減少しました。一方、本業を示すコア業務純益は 52 億 90 百万円と前年度比 52 百万円減少しましたが、計画を 11 億 88 百万円上回りました。

法人税等を控除した後の最終利益である当期純利益は 29 億 30 百万円と計画を 84 百万円下回り、前年度比 11 億 99 百万円減少しました。

事業の展望及び課題

2025 年度は第 8 期中期経営計画の中間年度であり、「Tohoku Rokin“3R”」vision をテーマに、ろうきんファンの増加・維持をめざし、地域での存在感向上に引き続き取り組んでまいります。

2025 年度の事業課題

- ◎「事務改革」[チャネル改革] による事務処理や相談業務の最適化を図るため、23 エリア体制構築に向けた試行エリアによる検証・分析を行います。
- ◎「コンサルティング強化」のため、AP（アセットプランナー）・LC（ローンセンター）のスキルアップを図りつつ、FA（ファイナンシャルアドバイザー）配置に向け、会員の協力を得ながら、組合員一人ひとりの対面によるコンサルティングの取組みを試行実施します。
- ◎「持続可能な経営基盤の構築」に向けて、マネロン・テロ資金供与対策の実効性の強化、ガバナンスの強化、市場環境に応じた収益確保とリスク管理を行います。
- ◎「会員・利用者・自治体・地域・労働団体等とのつながり」を一層強化するため、23 エリアによる体制構築を引き続き進めます。

内部統制システムの整備

当金庫は、理事会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の決議を行い、理事および職員の職務執行が法令や定款に適合するための体制および金庫ならびに子会社の業務が適正に確保されるための体制の整備に取り組んでいます。なお、基本方針の内容は当金庫のホームページに掲載しております。

主要な経営指標

● 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項 目	2023 年度	2024 年度
業 務 粗 利 益	22,042	20,369
業 務 粗 利 益 率	0.89	0.83
業 務 純 益	5,900	3,878
実 質 業 務 純 益	5,900	3,878
コ ア 業 務 純 益	5,342	5,290
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	5,342	5,290
資 金 運 用 収 支	24,052	24,443
役 務 取 引 等 収 支	△ 3,364	△ 3,682
そ の 他 業 務 収 支	1,355	△ 391
資金運用勘定平均残高	2,469,925	2,444,555
資金運用収益 (受取利息)	25,356	26,130
資金運用収益増減 (△) 額	△ 211	774
資 金 運 用 利 回 り	1.02	1.06
資金調達勘定平均残高	2,383,746	2,356,634
資金調達費用 (支払利息)	1,306	1,690
資金調達費用増減 (△) 額	△ 404	383
資 金 調 達 利 回 り	0.05	0.07
資 金 調 達 原 価 率	0.73	0.77
資 金 利 鞘	0.29	0.29
総 資 産 経 常 利 益 率	0.23	0.15
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.16	0.11
総 資 産 業 務 純 益 率	0.23	0.15
純 資 産 経 常 利 益 率	4.75	3.30
純 資 産 当 期 純 利 益 率	3.35	2.50
純 資 産 業 務 純 益 率	4.78	3.31

(注)

1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率 (又は純益率)} = \frac{\text{(純) 利益 (又は純益)}}{\text{総資産 (除く債務保証見返) 平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率 (又は純益率)} = \frac{\text{(純) 利益 (又は純益)}}{\text{純資産 (外部流出額を除く) 期末残高}} \times 100$$

● 主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
経 常 収 益	27,801	27,264	28,694	28,330	30,125
経 常 利 益	4,903	5,320	5,652	5,861	3,869
当 期 純 利 益	3,552	3,863	3,992	4,130	2,930
純 資 産 額	127,358	126,496	123,586	123,728	117,619
総 資 産 額	2,425,063	2,448,009	2,527,071	2,502,812	2,461,955
預 金 積 金 残 高	2,170,280	2,229,211	2,285,597	2,288,608	2,246,801
貸 出 金 残 高	1,279,023	1,300,981	1,359,236	1,414,956	1,453,232
有 価 証 券 残 高	364,573	342,405	295,355	250,074	232,023
出 資 総 額	8,484	8,484	8,484	8,484	8,484
出 資 総 口 数 (口)	8,484,686	8,484,686	8,484,686	8,484,686	8,484,686
出 資 に 対 す る 配 当 金	229	254	254	254	254
職 員 数 (人)	1,103	1,097	1,088	1,090	1,099
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	9.54	9.58	9.40	9.38	10.01

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 7 号)」により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：%)

2023 年度末	2024 年度末
9.38	10.01

(注) 当金庫は、「労働金庫法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 7 号）」に基づき、自己資本比率を算定しております（以下、「自己資本比率告示」といいます。）。当期末（2024 年度末）においては、「労働金庫法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和 6 年 1 月 31 日金融庁・厚生労働省告示第 1 号）」を適用しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、「労働金庫法施行規則第 114 条第 1 項第 5 号 2 等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成 19 年金融庁・厚生労働省告示第 1 号）」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っております（以下、「第 3 の柱告示」といいます。）。当期末（2024 年度末）においては、「労働金庫法施行規則第 114 条第 1 項第 5 号 2 等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（令和 6 年 1 月 31 日金融庁・厚生労働省告示第 2 号）」を適用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1））} - \text{コア資本に係る調整項目の額（注2）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）} + (\text{マーケット・リスク相当額の合計額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額}) \times 12.5 \text{（注4）}} \times 100$$

(注 1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注 2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注 3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフ・バランス取引等）、CVA リスク相当額を 8% で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注 4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である 12.5 を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産の額並びにオフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが LTV 比率の区分に応じて 20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが 45～100% です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

LTV (Loan to Value) 比率は、抵当権付住宅ローンの額を担保価値の額（不動産の評価額）で除したものです。

② マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

③ オペレーショナル・リスク相当額の合計額の計算方法

標準的計測手法（注）を使用し、ILM を「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注) 標準的計測手法…BIC（事業規模要素）× ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が 4% に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は 10.01% であり、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	前期末 (2023 年度末)	当期末 (2024 年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	112,382	114,843
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,484	8,484
うち、利益剰余金の額	104,416	106,828
うち、外部流出予定額 (△)	519	469
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	14
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	112,396	114,858
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	176	140
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	176	140
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	580	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	756	140
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	111,639	114,717
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,147,990	1,101,110
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	41,727	44,051
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,189,717	1,145,161
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.38	10.01

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資及び一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました。

「出資金」とは

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額的全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

(5) 建設積立金

将来の建設関連に伴う収益の影響に対処するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

「マーケット・リスク相当額の合計額」とは

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

「勘定間の振替分」とは

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とパンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とパンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載しておりません。

「フロア調整額」とは

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

「オペレーショナル・リスク相当額」とは

前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注1）基礎的手法…相利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、I L Mを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注2）標準的計測手法…B I C（事業規模要素）× I L M（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

自己資本調達手段の概要

2024 年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：東北労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：8,484 百万円

自己資本の充実度に関する事項

● 信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	前期末 (2023 年度末)		当期末 (2024 年度末)	
	リスク・アセット (注 1)	所要自己資本 (注 2)	リスク・アセット (注 1)	所要自己資本 (注 2)
信用リスク (A)	1,147,990	45,919	1,101,110	44,044
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー (注 3)	1,147,990	45,919	1,089,346	43,573
ソブリン向け (注 4)	0	0	0	0
金融機関向け	159,113	6,364	146,229	5,849
法人等向け	5,496	219	7,106	284
中堅中小企業等向け及び個人向け	842,801	33,712	498,188	19,927
抵当権付住宅ローン	100,926	4,037	392,020	15,680
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞エクスポージャー (注 5)	786	31	16,221	648
その他 (注 6)	38,865	1,554	29,578	1,183
証券化エクスポージャー (注 7) (うち再証券化)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注 8)	—	—	11,763	470
ルック・スルー方式 (注 9)	—	—	11,763	470
マンドート方式 (注 10)	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%) (注 11)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%) (注 11)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%) (注 12)	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVA リスク相当額を 8% で除して得た額 (簡便法) (注 13)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注 14)	—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額 (注 15) (B)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額 (注 16) (C)	41,727	1,669	44,051	1,762
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)	1,189,717	47,588	1,145,161	45,806

(注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。

 エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しております。

 また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっております。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返動払はオフ・バランス取引として取り扱うことになっております。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本＝リスク・アセット × 4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024 年度）については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値とし、前期末（2023 年度末）については元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーにかかる数値としております。

6. 「その他」は、取立未済手形、その他の資産、出資金、固定資産、繰延税金資産等です。

7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエイティイアウトについて、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

9. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{リスク・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

11. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、250%または 400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または 400%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、1,250%をリスク・ウェイトとして用います。

13. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAは Credit Valuation Adjustment の略です。）

 当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしております。

14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャー（担保など例外を除く）です。

15. 「マーケット・リスク」とは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

16. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

 前年度末（2024 年 3 月末）は、基礎的手法（注 1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

 （注 1）基礎的手法…粗利益の 15%（直近 3 年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

 当年度末（2025 年 3 月末）は、標準的計測手法（注 2）を使用し、ILM を「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

 （注 2）標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

	前期末 (2023 年度末)	当期末 (2024 年度末)
オペレーショナル・リスク相当額の合計を 8% で除して得た額	41,727	44,051
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,669	1,762
BIの額	—	29,367
BICの額	—	3,524

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用するILM(内部損失乗数)については、「1」を使用しております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について

2024年度末の当金庫の自己資本比率は10.01%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。
また、自己資本のほぼ全額が出資金及び利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。
当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。
具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3ヵ年の中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることで、自己資本の充実を図ります。

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別の内訳

● 地域別

(単位：百万円)

地域区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末
国内	2,556,709	2,496,417	1,490,757	1,519,418	214,953	199,620	-	-	15,855	4,748	835,142	772,629	564	619
国外	10,565	13,906	-	-	10,385	13,716	-	-	-	-	180	189	-	-
合計	2,567,275	2,510,323	1,490,757	1,519,418	225,339	213,337	-	-	15,855	4,748	835,323	772,818	564	619

● 業種別

(単位：百万円)

業種区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末
製 造 業	5,185	8,047	-	-	5,179	8,034	-	-	-	-	6	12	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	995	579	-	-	994	578	-	-	-	-	1	1	-	-
情報通信業	228	593	-	-	199	589	-	-	-	-	29	4	-	-
運輸業、郵便業	-	196	-	-	-	195	-	-	-	-	-	0	-	-
卸売業、小売業、 宿泊業、 飲食サービス業	613	1,079	-	-	592	1,076	-	-	-	-	21	2	-	-
金融業、保険業	809,034	744,571	-	-	1,777	2,035	-	-	4,871	4,748	802,386	737,787	-	-
不動産業、 物品賃貸業	498	489	-	-	497	488	-	-	-	-	0	0	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	438	636	-	-	-	194	-	-	-	-	438	441	-	-
国・地方 公共団体	216,802	200,780	84	81	216,099	200,143	-	-	-	-	619	555	-	-
個 人	1,490,046	1,518,658	1,488,854	1,517,588	-	-	-	-	-	-	1,192	1,070	564	619
そ の 他	43,430	34,690	1,819	1,749	-	-	-	-	10,984	-	30,626	32,941	-	-
合 計	2,567,275	2,510,323	1,490,757	1,519,418	225,339	213,337	-	-	15,855	4,748	835,323	772,818	564	619

● 残存期間別

(単位：百万円)

エクス ポージャー 区分 期間区分	合 計		貸出金等取引 (注 1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注 2)	
	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末
期間の定めのないもの	130,618	112,407	77,695	68,114	-	-	-	-	10,984	-	41,938	44,292
1 年以下	712,119	659,714	99,731	98,119	40,426	39,910	-	-	4,871	4,748	567,090	516,935
1 年超 3 年以下	302,607	310,831	145,117	148,820	30,724	39,007	-	-	-	-	126,765	123,003
3 年超 5 年以下	248,894	245,076	132,246	135,703	17,119	20,785	-	-	-	-	99,528	88,588
5 年超 7 年以下	137,013	127,920	118,924	122,740	18,089	5,179	-	-	-	-	-	-
7 年超 10 年以下	194,014	205,203	168,623	173,942	25,390	31,260	-	-	-	-	-	-
10 年超	842,007	849,170	748,419	771,976	93,588	77,193	-	-	-	-	-	-
合 計	2,567,275	2,510,323	1,490,757	1,519,418	225,339	213,337	-	-	15,855	4,748	835,323	772,818

(注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、出資金、その他の資産、固定資産、繰延税金資産等です。
3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、当期末(2024年度) 数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、前期末(2023年度末) 数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としております。
4. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023 年度	13	14	-	13	14
	2024 年度	14	14	-	14	14
個別貸倒引当金	2023 年度	132	127	-	132	127
	2024 年度	127	104	5	121	104
合 計	2023 年度	146	141	-	146	141
	2024 年度	141	119	5	135	119

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

事業概況

トピックス

資産内容の開示

管理体制

ろうきんの概要

営業のご案内

財務データ

(3) 個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

● 業種別

(単位：百万円)

業種 区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売 業、宿泊業、 飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、 物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方 公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	35	30	30	25	—	—	35	30	30	25	—	—
そ の 他	96	97	97	78	—	5	96	91	97	78	—	—
合 計	132	127	127	104	—	5	132	121	127	104	—	—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

2024年度

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	CCF (注2) ・ 信用リスク削減効果適用前		CCF ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (注3)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	信用リスク・ アセットの額	
ソブリン向け (注4)	219,539	—	219,539	—	0	0%
金融機関向け	731,148	—	731,148	—	146,229	20%
法人等向け	15,228	2,979	15,228	329	7,106	46%
中堅中小企業等向け及び個人向け	661,702	208,605	661,702	65,848	498,188	68%
抵当権付住宅ローン	777,953	—	777,953	—	392,020	50%
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー(注5)	12,852	7	12,852	7	16,221	126%
その他 (注6)	431	—	431	—	348	81%
合 計					1,060,116	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等です。
6. 「その他」は、取立未済手形、その他の資産、固定資産等です。
7. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
8. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額(完全実施ベース)を記載しております。
9. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

2024年度

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)								
	40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1,250%未満	1,250%以上	合 計
ソブリン向け (注2)	219,539	—	—	—	—	—	—	—	219,539
金融機関向け	731,148	—	—	—	—	—	—	—	731,148
法人等向け	5,973	7,612	—	1,676	294	—	—	—	15,557
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,628	4,234	721,688	—	—	—	—	—	727,551
抵当権付住宅ローン	263,667	514,251	34	—	—	—	—	—	777,953
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー(注3)	—	—	—	6,136	6,723	—	—	—	12,859
その他 (注4)	103	—	—	—	—	328	—	—	431
合 計	1,222,061	526,098	721,722	7,813	7,017	328	—	—	2,485,041

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
 2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
 3. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等です。
 4. 「その他」は、取立未済手形、株式等です。
 5. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
 6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 7. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しております。
 8. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

(6)-1 リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

2023年度

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	格付有り	格付無し	合 計
0%	—	231,348	231,348
10%	—	5	5
20%	3,004	796,235	799,240
35%	—	288,362	288,362
50%	6,307	11	6,318
75%	—	1,201,153	1,201,153
100%	—	38,513	38,513
150%	—	465	465
200%	—	—	—
250%	—	2,009	2,009
1,250%	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	9,311	2,558,105	2,567,416

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(6)-2 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

2024年度

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF (注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%) (注2)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	1,222,061	—	0%	1,222,061
40%以上 75%未満	521,863	42,346	10%	526,098
75%以上 100%未満	660,108	166,258	37%	721,722
100%以上 150%未満	7,778	34	100%	7,813
150%以上 250%未満	6,715	2,952	10%	7,017
250%以上 400%未満	328	—	0%	328
400%以上 1,250%未満	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合 計	2,418,855	211,593	31%	2,485,041

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
 2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しております。
 5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「信用リスク管理方針」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的を実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定を担当部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況及び今後の対応については、定期的に企画委員会で協議・確認し、常務会及び理事会に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- ・正常先債権及び要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- ・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- ・破綻先債権及び実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）
- ・S&P グローバル・レーティング（S&P）
- ・フィッチ・レーティングス（Fitch）

信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保（注1）		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	77,468	61,669	—	—	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	65	63	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	77,402	61,605	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注2）	—	—	—	—	—	—

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度末）数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額であり、前期末（2023年度末）数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、「適格金融資産担保」及び「保証」を信用リスク削減手法として用いています。「適格金融資産担保」については、告示で定められた条件を確実に満たす自金庫預金としており、融資規程に基づき適切な評価・管理を行っております。なお、

適用にあたっては、簡便手法を用いています。「保証」については、告示で定められた条件を確実に満たす地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を用いています。

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、証券化エクスポージャーは保有しておらず、オリジネーターの場合及び投資家の場合のいずれにおいても取扱いはありません。

CVAリスクに関する事項

当金庫では、CVAリスクに関する取引はありません。

マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2023 年度末		2024 年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	328	—	328	—
そ の 他	10,600	—	10,600	—
合 計	10,928	—	10,928	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023 年度	2024 年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

2024年度末において、出資等エクスポージャーに係る評価損益はありません。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

2024年度末において、出資等エクスポージャーに係る評価損益はありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

子会社株式及び関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

その他有価証券の株式については、「資金運用基準細則」で保有総数、取得基準、個別保有限度額について、「リスク管理細則」でリスクの評価・モニタリング・報告方法等について定めております。

会計処理については、当金庫の「有価証券等管理規程」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理するよう努めております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023 年度末	2024 年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	13,334
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位：百万円)

	2023 年度末	2024 年度末
VaR	13,841	11,780

(2) IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	30,117	31,419	2,231	2,224
2	下方パラレルシフト	0	0	0	1,257
3	スティープ化	7,074	8,614		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	11,400	10,962		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	30,117	31,419	2,231	2,224
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	114,717		111,639	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、P.27「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。

2. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合をプラスで表示）。

3. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合をプラスで表示）。

金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、勤労者福祉金融機関としての社会的役割発揮を経営の基本理念に掲げ、預金としてお預かりした資金を勤労者の方々へご融資させていただくことを主要業務としております。

現在、貸出金については残高ベースで担保付住宅ローンが約9割を占めております。これをリスク面から見ると、不良債権比率が低いこと、ほとんど機関保証が付されていることに加え、信用集中リスク顕在化の影響や特定業種への集中(注)もほとんど無いことから、信用リスクは極めて限定されているといえます。一方、預金に比べ融資の金利固定期間が長期にわたることから、金利リスクは蓄積される傾向にあります。

このため当金庫では、将来にわたって安定した収益を確保していくうえで金利リスクの管理が極めて重要であるとの認識の下、統合的なリスク管理によりリスクの適正コントロールに努めております。

リスク管理方法の概要は次のとおりです。

- (1) リスクの評価・モニタリング
有価証券については日次ベースで、その他預貸金を含めた金利感応性のあ

る資産・負債については月次ベースで、VaR (バリュー・アット・リスク) によるリスク計測を実施し、資本配賦による限度額管理を行っております。なお、有価証券については別途、BPVでも限度額管理を行っております。加えて、IRRBBはΔEVE及びΔNIIを月次ベースで計測しています。

- (2) リスクのコントロール

上記の計測・試算結果及びリスク削減等必要な対応については、定期的に企画委員会で協議のうえ、常務会及び理事会で確認しております。

(注) 信用集中リスクとは、大口貸出上位20先のうち、債務者区分が要管理先以下の債務者に対する債権において引当金・担保等で保全されていない金額が全額損失となった場合の自己資本比率への影響度合いをいい、2025年3月末における当金庫の影響度合いは0.01ポイント未満(リスクが顕在化した場合でも、自己資本比率への影響はほとんどない)となっています。また、当金庫の貸出金に占める個人向けの割合は2025年3月末現在で99.87%となっています。

金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は、以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の平均満期は3.710年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを用い、預金種別や顧客年代別等の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。
推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分にしております。
- (4) 貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (5) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨ごとに算出したΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを対象としています。
- (6) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。

- (7) 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末のΔEVEは30,117百万円(前期末比Δ1,301百万円)となりました。また、当期末のΔNIIは2,231百万円(前期末比+7百万円)となりました。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
ΔEVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項は、以下のとおりです。

- (1) 金利ショックに関する説明

当金庫では、VaRをリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

- (2) 金利リスク計測の前提及びその意味

(特に定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIと大きく異なる点)

VaRは、保有期間120日、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで、分散共分散法により算出しています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、マネー・ローナダリング及びテロ資金供与リスクをオペレーショナル・リスクの対象とし、それぞれに管理部署を定め管理しています。

- (1) リスクの評価・モニタリング
各管理部署がリスク状況を常時把握し改善対応にあたるほか、総合的な管理部署であるリスク統括部が各リスク部門からの管理状況報告等を基にリスクの評価・分析を行い、企画委員会及び業務委員会に報告し、評価結果、改善課題を確認しています。

なお、お客様への影響が大きい事案や経営に重大な影響をおよぼす事案等に関しては、各管理部署がリスク統括部に速やかに報告する等、迅速・的確な

対応が取れるよう態勢の構築に努めています。

- (2) 改善対応
確認された改善課題に関しては、担当部署が業務委員会での協議を踏まえ対応策を策定・実施しています。
なお、実施した対応策については業務委員会での進捗状況、改善効果について評価し、理事会で必要な対応について確認しています。
- (3) オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法(注)を使用し、ILMを「1」とし算定しております。
(注) 標準的計測手法 … BIC(事業規模要素) × ILM(内部損失乗数) をオペレーショナル・リスク相当額とします。

BIの算出方法

BI(事業規模指標 Business Indicator)は、ILDC(金利要素 Interest, Leases and Dividend Component)、SC(役務要素 Services Component)、FC(金融商品要素 Financial Component)により算出しております。

ILDCは「資金運用収益(有価証券利息配当金を除く)－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商

品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC(事業規模要素 Business Indicator Component)は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数 Internal Loss Multiplier)はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮していません。